

ていう「君の矮軀で洋人の間に伍したら、小供扱にされるだらう」と。小村は「日本は支那の大国に勝ちました、軀体の大小は国威の宣揚には関係しませぬ」と答え、両者哄笑した。乗船ベルチック号の甲板では小村は連日フロックコートコートを小軀に纏い、意気揚々として十一月九日桑港に上陸し、滞在数日後華府に向つた。

第五章 駐米公使時代

明治三十一年十一月二十日、小村は恙なく華府に着任した。その着任当時、米國に於ける朝野の大問題は米西戦役の跡始末であつた。講和條約は小村の着任後程なき十二月十日、巴里で調印された。米國政府は次でこれを上院に附議したが、上院の内外には、フィリッピン群島の割取その他对新領土方針に関し多少の異議もあり、その善後措置及び將來の方針に対しては注視を要すべきものがあり、これに関する小村の累次の報告には觀察頗る肯綮に中つたものがあつた。

一八九九年・明治三十二年一月二十二日、大統領マツキンレーはミシガン大学総長シユルマン、コロネル大学教授ウスター、前駐清公使デンビー、陸軍少将オテス、及び海軍少将デウキーの五名をフィリッピン調査委員に任命した。その調査の目的として公表せられたところでは、単に同島の社会的及び經濟的狀態を研究報告するにあつて、政治的問題には一切関係しないとのことであつたが、小村は該委員は結局同島の処分法に関して討究報告し、もつて同島最後の処分に関する大統領の責任を輕からしめるの趣意なるべしと断じ、かつ委員の顔振から觀、その報告も想像するに難からずと爲し、また該調査委員に上下両院議員を加えないわけは、過般來議會に於て、大統領が議員を調査委員に任命しようとするのはその責任を分とうと欲するが故で、委員となつた議員は自論を束縛せられ、延いて議會獨立の精神にも違ひ、併せて議員は在任中一切他の官職を受くべからずとの憲法の精神にも反するとの異議があつたか

ら結局局外者のみをこれに任命した次第で、該調査委員は畢竟大統領の方便に供せられるものと察せられると報告する所あつたが、その後の経過に徴すれば事実小村の所報の如くであつた。

他の一方に於て、一月四日講和條約を附議された上院では、月余に亘りフィリッピン割取問題に関する賛否の論喧しくただに在野党これに反対したのみならず、政府与党の中でも人種及び文明の程度を異にする土地を合併するは得策でなく、またかかる遠隔の方面に領土を有し、列国の争渦に引き込まれるは最も不得策で、かつ又土民の意思に基かないで軍政をもつて彼等を統御しようとするが如きは米國憲法の精神にも反するとし、米國政府にして同群島の永久占領を否認し、若しくは一時占領するも追つては土民をして獨立の政府を樹立せしむべしとの約束をするのでなければ講和條約を批准してはならぬと論ずるものもあつたが、二月六日採決の結果は批准賛成五十七で成規の総員三分の二を超えること一票で講和條約は批准された。

程なく米西講和条約は四月十一日をもつて米西両國間に批准交換を了した。この間の経緯に関する小村の累次の報告は、爾後の経過に徴し大体適中していた。

米西講和及びこれに附帶せるフィリッピン問題は、小村駐米公使としては客觀的注視事項であつたが、米國のハワイ合併に伴う新制度に至つては、我が國の利益を保護して遺算ならしめるため、小村が努力を払つた重要案件であつた。彼の華府着任後間もなく、米國議會にはハワイ施政調査委員の報告と共に同島施政法案が提出せられた。この法案第四條に依れば、白哲人の外ポルトガル人、アフリカ人、若しくはハワイ人の血脈あるものに限り、米國の市民籍に編入されて選挙権を享有することとなり、本邦人の如きはその除外者中に属した。これを實際問題としては、本

邦人にしてハワイに帰化したものとは殆んど皆無であつたから、右の條項は本邦人に何等影響を及ぼすものでなかつたけれども、我が國が既に他の文明國と對等の地位に列せざるに顧み、よしんば形式に止まり、實際の利害なしとするも、同法案にかかる條文の存するのは面白くなかつた。されば小村は該條項の更正を要求し、結局右第四條を「一八九八年八月十二日に於てハワイ共和国民たりしものは今回合衆國市民となるものなることを宣明す」と修正せしめることに成功した。當時同國議會は会期の都合上ハワイ施政法案を上議に至らなかつたが、米國の關稅法、航海法、及び契約労働者禁止法の三者の施行法案は程なく議會に提出せられた。これ等法案が可決實施となれば、我が當業者は即時影響を蒙ること大であつたから、小村は米國政府に対してその考慮を促し、その通過の遮止について努力した。けれども契約労働者禁止のことは米國の多年來の國論で、殊に労働者の勢力強大な太平洋沿岸地方に於ては本邦労働者のハワイ移住はその最も反対するところであつた。小村は契約移民禁止法については、當時ハワイには現に七万の本邦労働者ありて、これ以上の増加は得策でなく、また關稅についてもハワイが既に米國の一州となつた以上は、同島に限り米國內の他州と異なつた關稅法を施行せしめることは到底不可能な次第であるから、この二法案に対しては強硬に反対するを得策と見たが、沿海貿易法をハワイに適用するの件に至つては、我が航海業が太平洋發展の初歩に於て甚大の打撃を受ける虞ありと認め、一面米國政府の考量を求め、他の一面には上下兩院議員の間に同法適用の米國の貿易に取つて却つて不利を招く所以を説き、別に東洋汽船会社桑港支店に囑して詳細の調査をなさしめ、これに基いて周到なる意見書を作り、三十三年二月これを米國政府及び有力の議員に送付してその反省を促した。折しも小村は同月二十三日露國駐割の電命に接し、四月十二日華府を發して新任國に向つた。そして米國議會では小村の累次

の意見をも顧みず、程なく多少の修正を経たハワイ施政法が成立し、これにより米国の憲法その他の法律は一二の條件の下に総べて同島に施行せられることゝなつた。これがため本邦人の利害休戚に関する航海法、関税法、契約労働禁止法など、いづれもそのまゝ同島に施行せられることゝなつたのは詮方ない。

この間に於て小村が横浜商業会議所の大谷（嘉兵衛）会頭が、太平洋海底電線敷設及び米国税撤廃の二問題に関する対米運動に少からぬ便宜と援助を与え、遂にこれを成功せしめた一事は、日米通商発展の事態として一言記して置きたい。大谷は明治三十二年の秋、米国フィラデルフィア開催の万国商事大会に参列のため渡米した折を機とし、この二問題について熱心に運動する所あつた。その前者たる太平洋海底電線敷設の件は、当時極東と北米大陸間の電信は露領西比利に由り北歐洲を経て大西洋を渡るものと、上海、香港、印度に由り南歐洲を経て大西洋を過ぎるものと二線あつたが、この二線共に径路遼遠なるより料金頗る高くかつ多大の時間を要する上に、数ヶ所の電信局を歴過する間に電語の誤写を生じること稀れでなかつた。故に別に太平洋に電線を沈設し、北米と極東方面間の直通を計るの利便は何人も当然認むべき筈であつたが、当時日米両国共に未だその必要を高調せる者としては幾人もなかつた。

大谷はフィラデルフィア万国商事大会に於て右敷設の急務を説いたところ、多大の反響をもつて迎えられ、桑港商業会議所その他各方面より華府政府及び議會へこれに関する建議書続出し、その結果程なくして太平洋商業電線会社の設立となり、一九〇三年・明治三十六年一月には桑布間の海底電線先ず開通し、次で同年七月ミッドウェー、グアム諸島を経て比桑間の延長線の全通を見、我が政府側にありても該会社と交渉の末、東京湾から小笠原島に至る電線を沈設し、かくして一九〇六年・明治三十九年八月、日米直通太平洋海底電線は遂に完成を告げるに至つた。この完成

が日米両国間の通商その他に爾後如何に甚大の貢獻を為したかは説く迄もない。これについては、大谷会頭の滞米中に後援を与えてよく指導誘掖せる小村の力もまた与つて大なりしこともちろんである。

製茶の課税は一八九八年・明治三十一年、米西開戦と共に米国政府の軍費補充に応ぜしめるがための新設に係り、製茶一ポンドにつき拾セントといつた頗る高率のものであつた。この課税の結果として米国へ輸出する茶は原価よりも多額の輸入税を負担することになり、加えて税関の手續また頗る繁苛で、ために我が輸出茶はとみにその数量を減じ茶況随つて甚しき不振を來たした。そこで大谷は我が關係各地商業會議所及び当業者を代表し、前述の如く三十二年の九月に渡米してその撤廃運動に当り、二年余りにして漸く効を奏し、三十五年の春茶税廃止案は米国上下兩院を通過し三十六年一月より実施となり、その結果一時甚しき不況に陥つた我が製茶業は一陽來復、再び年々数百万円の対米輸出を見るに至つた。彼は当年の「回顧録」の序言に

『三十二年渡米の当時彼地の駐割公使であり、二問題が所期の目的を貫徹した三十六年の当時外務大臣であつて、事の始より終り迄常に多大の尽力を与えられた小村壽太郎氏は、物故せられてから早くも十年を経過し』

と記して、小村に対する感謝の念を追録している。

小村の駐米公使として華府に在ること約一年有半で、その属僚には中川一等書記官（恆次郎）、船越三等書記官（光之丞）、龜山外交官補（松次郎）、大河平書記生（隆則）の諸氏、別に雇のスチーヴンス、公使館附武官の成田海軍中佐（勝郎）、海軍駐在員の秋山海軍少佐（真之）等が日常館に出入していた。小村はこれ等吏員を董督して館務を視たる以外に、その私生活の窺えは依然たる一老書生に過ぎなかつた。小村と共に館内に居住したものは従者の榊本卯平、

司厨宇野某、外に邦人の給仕一名、白人の下婢一名のみである。館は四層の樓室で、別に地下室がある。小村は在館一年有半の間、曾て一たびも三層以上に登らず、また地下室をも見ず、朝九時寢室を出で、夜十時にそれに退く以外には、館にあつては常に書齋に立籠り、客あれば談じ、客なければ読み、倦めば榻によつて睡り、覺むればまた読むという風であつた。彼の当時最も多量に読んだものは米国の歴史である。ある時人に向つて、自分は相當に米國を理解した積りであつたが、今に於てその足らなかつたことを覺つたと語つたに徴しても、もつて小村が如何に米國の研究、特に歴史的研究に余暇を費したかが解かる。その他小村の当年愛読したものの中には、小泉八雲として有名なヘルンの『神國』がある。彼は『神國』を読んでヘルンの着眼、思想、麗筆に痛く感じたらしく、ヘルシを読まずんば語るに足らずと迄稱揚した。その他小村の涉獵したものには、政治經濟文芸等の名著計えるに勝えない。邦書にあつては新井白石の読史余論をも愛読していた。また師を聘して仏語を練習し、時には旅中にも仏語會話書、文法書などを繙いたことさえあつた。人が余りに読書に耽けるは健康に害あるを憂え、小村に運動の要を説けば、笑つて、「自分は毎朝夢覺めれば尊上四肢を伸縮すること数十度、然る後窓戸を開き外氣を呼吸することまた幾十回、次に冷水摩擦、次に衣服纏用、次に階段昇降これで十二分の運動ではないか」といつた。その寢室の化粧台には竹製の毛楊子、若しくは木製の房楊子、袋入の花王散、外に手拭手巾若干あるに過ぎない。衣服は、大小礼服を外にし和洋の常服合せて二、三あるのみで、和服には例に依つて角帯であつた。清廉素樸は貧富によりて移らず、境遇によりて変ぜざる人に於て初めて許すべきである。小村は當時をもつてこれを十年前に比較すれば、米塩の窮は既に脱し、身の周囲に為さんと欲するものは為し得ざるのではないが、日常身を持つること依然極めて薄く、富貴に居るも貧賤に処するも、一切境遇に囚えられ

ずして専心国事に尽した、けれども、公的容儀に至つては、官職の威嚴を保持する上に於て秋毫も欠くところになかつた。例えば小村の時々ニューヨークに遊ぶや、最上の旅館に行き、最上の室を取り、最上の食膳を呼ぶのが常であつた。ある時小村は紐育のウォルドルフ旅館に投じた。たまたま當時農相を辞した金子は、エール大学の法学博士号授与に招かれて渡米し、同じ旅館に投じたが、彼れは在野の身として、室はやゝ儉素なものを択んだ。小村は刺を金子に通じた。金子はその刺を見、僮丁に命じて小村を自室に導くように命じた。僮丁は目を丸くし訝り反問して曰く、公使閣下を此処に導けとの意ですかと。金子答えて曰く。そうだ、速かに彼を此処に案内せよと。聽て小村は導かれて来た。金子は今面白いことがあつた、ボーイは公使閣下の尊大を憚り、僕の命を聴くを躊躇したと。小村曰く、こんな陋室では、ボーイ共の怪訝を招くも無理でない、かつ前農商務大臣の威嚴にも関する、請う来たり僕の賃せる一室に入れと。そして強いて金子を伴い、階下に案内すれば堂々たる大サロンを挟んで左右に居間二室、附屬の小房も相応のものがある。小村はそのヨリ美なる一室を彼に与え、その蹴躑するを遮りて曰く、僕今この室賃を支えて余裕綽々たりだ、心配せずに入れと。金子ここに於てかニューヨーク滞在を悠然小村の賓客として打過した。

しかし小村の瘦軀窈窕容は、金子の貴公子然たる風采に若かない。一日兩人アトランチック・シチーに遊んだ際、ホテルでは金子を最上室に、小村をその随員室に相導いたが、小村は一向平氣であつた。小村の後年在露公使時代に、落合書記官を伴うて南欧を巡遊した際、船車の合客往々小村と落合とを取り違えて思わぬ滑稽を演じ、小村は彼に「風采からいえば君の方が主人公に見えるのだろう」と笑つて話したことなどもあつた。

小村は時に咄嗟に諧謔を放つて對手を翻弄する長所が有つた。彼が後年駐清公使となり、北京で万寿節の賀宴に列

した折、各国公使の間に伍して奇警の戯謔を弄して満坐を笑わしめつゝあつた李鴻章は、小村を視るやその背を撫しつゝ「この席を見渡すに閣下の軀幹最も小、知らず貴国の人士は皆閣下の如くに矮小なるか」と問うた。小村は即坐に答えていう「必しもそうは限らない、稀には長軀偉幹、実に中堂閣下の如きものもある、ただ恨らくは頭腦粗笨で、大事に任ぜしむるに足らない、故にこれに角觥の技を授けて自活の道を講ぜしむるのである」と。李は啞然として二の句が続かなかつたそうである。

小村の諧謔警句は、電光的に口を衝いて出るが、少しの厭味も倨傲の風もなく、快活で簡潔、或は右手をもつて鼻頭を擦りつゝ目を細くして笑いくづれ、或は雙肩を異様に搖つて呵々大笑するので、對手はもちろん側の者も思わず貫い笑をせずにはいられないという風である。

しかも小村の閑夜歓談の間に語つた米國觀には、常人の所見と異り着眼頗る時流を抜くものがあり、同時に若輩を戒める箴語などにも、真に金言というべきものがあつた。「人間の長所は最も慎まねばならぬ、それが往々その人の短所となるものだ」、「人間は物に凝る性質がなければ駄目です。男が女を愛するなら情死するまで愛する。それ位の決心がなければ何事も出来ませぬ」とあるが如き、処世の要諦を真に穿てるものであろう。

三十三年二月二十三日、小村は転じて露國駐劄仰付けられ、四月十二日新任國に向けて華府を出発した。小村は赴任の途次倫敦を過ぎ、その滞留中南阿戰役と英國植民地防備、英帝國の構成、延いては英國の對東洋政策等の關係について審かに考究した。當時南阿のこと捗々しく進まず、英國陸軍の成績に對し世上区々の評ある際であつたが、小村は自ら別の見地より着眼し、人に語つて「二國が決心して掛かるとなか／＼強い力が出るものである。今度の南阿

の役は、英國に取つて非常な藥になつた。あれで英國も更に用心を仕直すから、將來長持するであろう」と云つたのは、尋常の觀察と趣を異にするものであつた。

小村が倫敦に滞在していた際、すなわち四月十五日、先考寛は病んで郷里に歿した。享年七十有一、小村は露都着任後郵便によりて初めてその訃を知つた。當時露都に在勤していた落合書記官の手記にいう。

『一夜先生は館員その他十數名の邦人を招き晩餐會を開かれ、予も亦招かれて公使館に到りたるに、恰も日本より郵便の着したるものあり、予は何心なくその内の予にあてたるものを受領し、その一を開封したところ、杉浦先生の書翰にして、その文中小村先生嚴父逝去のことにつき同情を述べられ、小村先生に弔詞を伝えんことを求められたるものなり。予はこの手簡により初めて先生に不幸のあつたることを知りたるも、恰も晩餐會の始められんとする時でもあり、先生の意中も付度し兼ねたるをもつて、右書翰のことは暫くその儘とし、晩餐終り客散じたる後予独り残りて前記の書翰を小村先生に呈したるに、先生一再これを熟読せられて憂愁の様子となられ、「これは真実でせう、私の処にはまだ何も知らして来ませぬが、先頃から病氣であつたのですし、杉浦君には欣一から知らしたのでせうから、本当でせう」と云われたるにつき、予は驚きて「未だ御承知なかつたのですか」と問うたるに、先生は「私の処へは心配すると思つて知らして来ないのでせう」と答えられたるにつき、予は弔意を述べて歸りたるが、翌日は先生は少々愁色を帯びながら依然執務していられたるにき。』

身海外万里の外にあつて家尊の訃音に接し喪に走つて哀を尽す能はず、天涯地角空しく風樹の憾を抱く。小村の當年の胸中の愁傷察すべきである。